

## 第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成23年11月8日（火） 10:00～12:00

場所：プラザウエスト4階 第3セミナールーム

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
  - 次期障害者総合支援計画（素案）について
  - 最近の国の動向について
  - 障害者虐待対策部会からの報告
3. そ の 他
4. 閉 会

### 配布資料

- ・第2回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・第2回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- 【資料1】第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- 【資料2】さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014 の策定について
- 【資料3】さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014（平成24～26年度）（素案）
- 【資料4】障害者虐待対策部会報告（第1回～第3回）
- 【参考資料】
  - ・障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成23年10月31日開催）
  - ・障害者虐待防止対策について及び障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律

### 出席者

委 員・・・大須田委員、岡崎委員、小津委員、澤田委員、菅原委員、遠山委員、長岡委員、日向委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員（敬称略）

事 務 局・・・吉野課長補佐、荒木主査、小久保主事、大塚主事

# 1 開会

## ○ 出席状況と資料の確認

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員11名、欠席委員1名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日4名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を4名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

(吉野課長補佐)

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表。資料1といたしまして、第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)。資料2といたしまして、さいたま市障害者総合支援計画2012～2014の策定について。資料3といたしまして、さいたま市障害者総合支援計画(素案)。資料4といたしまして、障害者虐待対策部会報告(第1回～第3回)。参考資料といたしまして、障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成23年10月31日開催)と書かれました青色のファイル。同じく参考資料といたしまして、障害者虐待防止対策について及び障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

(宗澤会長)

ありがとうございます。皆さん資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入る前に、事務局より報告事項があげられておりますので、報告をお願いします。

(吉野課長補佐)

はい。今回は委員改選後、2回目の協議会となってございますが、前回の第1回協議会では所用によりご欠席となっております、さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事の宮部委員がお見えになっておりますので、改めてご紹介申し上げます。

それでは、宮部委員、自己紹介をお願いできますでしょうか。

(宮部委員)

さいたま市手をつなぐ育成会代表理事の宮部と申します。よろしくお願ひいたします。前任者の浅輪より、今年度の総会において交代となりました。

何分にも今年からということでございますので、皆様からご指導いただきながら共に学んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 2 議 題

### ○ 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)の承認

(宗澤会長)

ありがとうございました。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは、第1回の議事録(案)につきましては、事務局の案のとおり承認といたします。

### ○ 次期障害者総合支援計画(素案)について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、次期障害者総合支援計画(素案)についてということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

(荒木主査)

それでは「次期さいたま市障害者総合支援計画」につきまして、計画の位置づけ、計画の体系といった計画の概要と、計画策定に係るこれまでの経過と今後のスケジュール、そして現時点の計画素案について説明します。

それではまず、このさいたま市障害者総合支援計画の概要について説明します。A3横の資料2をご覧ください。

まず、さいたま市障害者総合支援計画の位置づけについて説明します。

さいたま市障害者総合支援計画は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」として、障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」として、そして「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」に基づく施策を推進する計画としての3つの位置づけをもって策定するものです。

計画期間は、障害者自立支援法に基づく第3期障害福祉計画の計画期間に準じ、平成24年度から平成26年度の「3年間」とします。

計画策定の視点としては、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」で達成すべき目的、条例に基づき推進する施策から、障害者は、街で共に暮らす市民のひとりであること、障害者の権利を守る体制をすすめること、障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行うこと、の3つの視点に基づいて、具体的な施策を体系化していくこととしております。そして、計画策定の前提として、障害者福祉施策の現状と課題、前期計画の取組み状況を受け、次期計画策定につなげる必要があります。

まず、障害者数の推移につきましては、いずれの障害区分も増加傾向にあるとともに、障害者基本法の改正等による障害者の定義の見直しにより、障害者施策の対象が拡大してきている状況となっております。

一方、国の障害者制度改革の動きとして、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」にて障害者自立支援法に変わる新制度の検討が進められており、6月に「障害者虐待防止法」が成立し、8月には「障害者基本法」の改正もありました。次期計画は、平成25年7月からの施行を目途に進められている新制度 障害者総合福祉法も見据え、計画期間中の見直しも視野に入れる必要があります。

前期計画の取組み状況としては、128の関連事業の大半が適切、概ね適切な実施状況となっており、次期計画でもこれらを原則引続き実施していきます。前期計画での5つの重点プログラムの実施状況として、1の障害児支援システムの構築では、市内の施設空白地域である見沼区春野に障害児通園施設「はるの園」を設置。2の相談支援システムの構築では、各関係機関における共通の実務指針として、「障害者相談支援指針」を策定。3の障害者就労支援システムの構築では、「障害者総合支援センター」を拠点とした就労支援事業を実施。4の発達障害者支援システムの構築では、平成21年10月より「発達障害者支援センター」を開設。5の居住支援システムの構築では、平成23年度より「障害者居住サポート事業」を実施、として取り組んできました。

前期計画の今年度までの取組みの中で、施設等のハード面の整備や支援施策の具体的な事業化については順調に進められてきております。そして、障害福祉計画で数値目標を定めております障害者の「施設から地域への移行」の状況につきましても、福祉施設の入所者の地域生活への移行では、23年度目標値73人に対し、平成22年度末の実績が39人。入院中の精神障害者の地域生活への移行では、23年度目標値102人に対し、22年度末の実績が57人。福祉施設から一般就労への移行（年間）では、23年度目標値60人に対し、22年度末の実績が97人となっております。障害者総合支援センターを拠点とした就労支援に関しては、当初の目標を上回る実績となっておりますが、施設入所者や精神科入院患者の地域生活移行につきましては、今後も施策、基盤整備の

推進が必要と考えております。

それでは、次期計画の基本体系について説明します。資料2の2枚目をご覧ください。

まず「基本方針」は、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の前文、目的から誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざすこととしております。

「基本目標」と「基本施策」は、条例の施行により今後本格的に推進していく施策を新たに目標設定し、これまで実施してきた施策も含め、条例の内容に沿った形で再編しております。

基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」は、条例に基づく「障害者への差別や虐待の禁止等の施策」について、今後本格的に推進していくものとして、この度新たに基本目標として設定したものです。基本目標2「質の高い地域生活の実現」。基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」は、前期計画の基本目標を踏襲し、前期計画の基本目標3に掲げた主体的な選択の支援も含めて、条例に沿って、各基本施策を整理統合しております。基本目標4「生涯にわたる発達の支援」は、条例に基づく「生涯にわたる障害者への保育、教育の実施」を進めるものとして、新たに基本目標に設定したものです。

なお、前回の協議会でお示ししていた「骨子案」と、本日お配りしている「計画の体系」とで、変更となっている部分について報告します。まず、それぞれの基本目標の表現を修正しております。基本目標1「障害者の権利の擁護」を「障害者の権利の擁護の推進」へ、基本目標2「地域生活の支援」を「質の高い地域生活の実現」へ、基本目標3「自立と社会参加の支援」を「自立と社会参加の仕組みづくり」へ、基本目標4「発達と教育の支援」を「生涯にわたる発達の支援」へと修正しております。

これは、目標の表現として、「擁護」や「支援」を受けること、提供すること自体が目標ではなく、権利の主体として地域生活、社会参加していくことが目標であるため、修正しております。基本目標2、3については、現行計画での基本目標の表現をそのまま継続することとしました。また、4は条例の最終報告の「障害者の発達の支援及び教育の充実」から「発達と教育の支援」としておりましたが、発達障害者への支援等と混同される恐れがあり誤解をまねくことから、条例第27条「生涯にわたる支援」を受け、4「生涯にわたる発達の支援」と修正しました。

そして、基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」の中の、基本施策②「障害者への差別及び虐待の禁止」は、前回の骨子案で「障害者への差別の禁止」と「障害者への虐待の禁止」の2つの基本施策としていましたが、重複する事業が多いことから、1つにまとめました。

以上の施策について、条例に基づく基本施策として推進していくとともに、今回の計画期間において、特に重点的に取り組む事項として4つの事項を重点プログラムとして掲げております。そして、障害者自立支援法に基づく第3期障害福祉計画として、平成26年度までの地域移行の目標数値を定め、障害福祉サービス等の見込量とその確保方策を定めるところとしております。

障害者総合支援計画は、基本的に以上の構成で、さいたま市が平成24年度から26年度にかけて実施する障害者施策について一体的に記載するものでございます。

続いて、次期計画の特徴、これまでの計画との違い、新たな取り組みについて説明しま

す。

第1の特徴として、条例制定後のさいたま市の障害者施策の推進体制としては、市全体による障害者施策を推進する体制としております。これまでの障害者福祉は、障害者や家族、福祉事業者等の一部の人々のみ関わってきたところでしたが、市全体で障害や障害者に対する理解を深めることで障害者施策を推進していくこととしております。

第2の特徴として、条例制定を受け、平成24年4月からは差別の申立ても含めて条例が全面施行されるため、障害者への差別や虐待の防止について、今後本格的に取り組む必要があることから、障害者権利擁護体制を整備することとしております。

最後に、第3の特徴として、このたびの東日本大震災を受け、災害時要援護者である障害者への災害時の対策について、重点プログラムとしております。もちろん、これまでも災害時要援護者名簿の整備などといった対策を進めてきたところではございますが、障害者やその支援者からは、今回の震災で実際に被災したり、被害の状況を目の当たりにして、あらためて災害時対策に関する質問や要望が多数寄せられました。そこで、本計画期間において、災害時要援護者の支援対策について、今回の震災を受け、再度検証し、実効的な対策を推進していくこととしております。

続いて、今回の計画期間において、特に重点的に取り組む事項としまして、4つ掲げた重点プログラムについて説明します。

(1) 障害者権利擁護システムの構築では、障害者に対する差別や虐待を防止するための取組みとして、幅広い市民に対して条例についての周知啓発を進めるとともに、差別や虐待事案が発生した際の助言やあっせん等の条例に基づく具体的な対応ができるための体制の構築に取り組んでいきます。

(2) 相談支援システムの強化については、前期計画でも重点プログラムとして取り組んできましたが、障害者の地域生活のために不可欠な相談支援について、前期計画重点プログラムの居住支援システムの構築についても包含し、各区に設置した障害者生活支援センターを中心とした相談支援システムを強化していきます。

(3) 生涯にわたる切れ目のない支援では、条例第27条「生涯にわたる支援」に基づき、乳幼児期からすべての年代において、ライフステージの変化に応じ、その障害者に必要な支援を継続的に行います。このプログラムにおいて、前期計画重点プログラムの障害児支援システムの構築、障害者就労支援システムの構築、発達障害者支援システムの構築を包含し、継続した支援の必要性の観点から、重点プログラムとして取り組みます。

(4) 災害時の対策では、先ほどの計画の特色でも説明したとおり、この度の東日本大震災を受け、災害時における要援護者である障害者への対策について、それぞれの障害の特性に応じた対策を推進します。

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」制定後の障害者施策の推進体制といたしましては、「障害者施策推進協議会」で、市全体の障害者施策のあり方や条例の推進状況のチェックを行います。そして、障害者総合支援計画の審議や、条例の推進状況等について市から報告を受け、その進行管理を行います。こちらの「障害者施策推進協議会」につきましては、条例制定以前から、こうした機能を果たしてきたところではございますが、このたびの条例制定に伴い、新たに「誰もが共に暮らすための

市民会議」を設置しております。この「市民会議」では、公募により誰もが参加できる会議として、障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行っていただきます。

以上のような体制をもって、障害のある人だけでなく幅広い市民の参画の下、様々な立場で意見を交換し、誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現を目指して障害者施策を推進していきます。以上が次期計画の概要についての説明でございます。

続きまして、次期障害者総合支援計画（素案）について、ご説明させていただきます。資料は、資料3「さいたま市障害者総合支援計画2012～2014（平成24～26年度）（素案）」となります。大変申し訳ありませんが、現段階ではまだ目次を作成しておりませんので、計画素案の構成について、まず最初に説明します。

まず、2ページから27ページにかけては、先ほど計画の概要として説明しました計画策定の前提、計画の位置付け、前期計画の進捗状況や現在抱える課題についてまとめております。28ページ以降が、実際の計画の本論部分となっております。31ページが先ほど説明させていただきました「計画の体系」で、右側32ページから37ページまでが各基本目標、各基本施策において実施していく「関連事業」について、目次状に事業の一覧を記載しております。

そして、38ページから各論、施策の推進方向として、庁内各課で実施している161の「関連事業」の事業内容をそれぞれ記載していますが、1つ1つ説明していくには膨大であるため、個々の事業の説明は省略し、資料としてご確認いただければと思います。計画に記載されている関連事業につきましては、基本的に現計画で実施してきた事業はそのまま継続し、新たな計画体系に再編しているところでございます。そして、今回の計画から新たに記載させていただく事業もいくつかございますので、紹介させていただきます。

32ページの基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」、基本施策（1）「障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進」のうち、1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発、2 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施、5 市職員の障害者への理解促進、10 顕彰の実施。基本施策（2）障害者への差別及び虐待の禁止の関連事業すべて。

基本施策（3）成年後見制度等の利用の支援のうち、3 人材の育成、4 法人後見の実施。

33ページの基本目標2「質の高い地域生活の実現」、基本施策（1）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援のうち、保健・医療サービスの充実の2 3 心身障害者医療費の給付、発達障害者支援システムの構築の3 4 発達障害児支援の普及、啓発。34ページの基本施策（5）地域自立支援協議会等を中心としたネットワークのうち、3 基幹相談支援センターの設置。

35ページの基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」、基本施策（1）意思疎通等が困難な障害者に対する施策のうち、1 2 災害時要援護者への支援、1 6 緊急時安心キットの整備。基本施策（3）バリアフリー空間の整備のうち、4 公園リフレッシュ事業。

37ページの基本目標4「生涯にわたる発達の支援」、基本施策（2）障害者に対する

包括的な教育の実施のうち、特別支援学校の整備。

そして、重点プログラムでは、83ページの「障害者権利擁護システムの構築」のうち、1 高齢・障害者権利擁護センター（仮称）の設置、2 障害者の権利の擁護に関する委員会の設置、3 障害者虐待防止センター（仮称）の設置、4 被虐待障害者の一時保護制度の導入。87ページのうち、2 相談支援システムの強化、2 基幹相談支援センターの設置。これらが今回の計画で新たに記載した事業です。

このうち、重点プログラムの中の新規事業について、本日初めて提示させていただいた事業、新たなセンターの設置に関する記載部分がありますので、この点について特に説明します。83ページをご覧ください。

まず、市民会議等の場におきまして実効性に疑問を呈されていた権利擁護の仕組みを強化するものとして「高齢・障害者権利擁護センター（仮称）の設置」を新たに位置づけました。この権利擁護センターは、専門職員による障害者虐待への対応に関する専門的支援や市民後見人の育成等を行うことを想定しております。

「障害者虐待防止センターの設置」につきましては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第32条の市町村障害者虐待防止センターとして設置するものです。87ページをご覧ください。

「基幹相談支援センターの設置」につきましては、障害者自立支援法の改正に伴う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置するものです。以上が今回から新たに計画に記載して実施していく事業でございます。

もちろん計画に記載される以前より実施されてきたものがほとんどですが、このたび本計画で新たに施策の体系の中に位置づけ、条例に基づく障害者の地域生活、社会参加のための支援として、計画的に実施していくこととしております。

そして、82ページから4つの重点プログラムについて、それぞれプログラムの背景、趣旨、プログラムの基本方針、具体的な施策及び方向性を記載しております。各重点プログラムの内容につきましては、先ほど計画の概要で説明させていただいたとおりです。

そして、94ページから「第3期障害福祉計画」部分です。

「市町村障害福祉計画」では、平成26年度の数値目標、各年度における指定障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策、市町村地域生活支援事業の実施に関する事項を定めることとされており、まず95ページからの障害者の地域移行に係る「数値目標」ですが、基本的に国で定める指針に基づいて設定することとされていることから、それぞれ機械的に算出しております。97ページの就労移行の目標数値につきましては、障害者総合支援センターを拠点として進めてきた就労支援施策の実績に基づいて、目標数値を増やしております。なお96ページの退院可能な精神障害者の地域移行につきましては、現段階でも国の数値目標設定の考え方がいまだ固まっていないので、保留としております。

100ページからの各障害福祉サービスの見込量については、現段階で国、県から示されている「数値目標」の考え方にに基づき、これまでの実績から見た一定の伸び率により数値目標として設定しております。

素案の最後についているA4横の表の1枚目が、各年度における指定障害福祉サービ



ス等の見込量で、2枚目がさいたま市で実施する地域生活支援事業の見込量です。この表では平成23年度第2期までの実績値と第3期における見込量を示しております。なお、今年10月から施行の「同行援護」や、制度の大幅な変更がある「相談支援」等についても、現段階で国、県から示されている「数値目標」の考え方にに基づき設定しております。また、2枚目の「地域生活支援事業」は、次期計画期間においてもこれまで同様に事業を実施することとして記載しております。

なお、7月21日に開催をいたしました第2回障害者施策推進協議会以降、計画策定に関してご審議いただく機会として、これまでに障害者施策推進協議会ワーキンググループを2回開催し、協議会委員の皆様より計画に対するご意見をいただいていたところでございます。また、先程ご報告させていただきましたとおり、9月30日に第1回「誰もが共に暮らすための市民会議」を開催し、こちらでも計画に対するご意見を多数いただいたところでございます。

ここで、本日提示させていただいております計画（素案）の中に、皆様から寄せられたご意見を反映させていただいた箇所について、報告させていただきます。まず、計画記載の関連事業へ「誰もが共に暮らすための市民会議の開催」と「市職員の障害者への理解促進」を追加しております。

これはまず、障害者施策推進協議会委員より、障害当事者や家族の情報交換や交流といった施策についてのご意見や、条例100人委員会を更に充実した取組みとすべきとの意見がありましたことと、市民会議におきましても幅広い市民の方と意見交換、交流を深めるべきとのご意見を受けまして「誰もが共に暮らすための市民会議の開催」を関連事業へ追加しました。

また、障害者施策推進協議会委員より、条例施行を踏まえた市の職員研修の実施、障害者への理解と交流を市の職員研修に位置付けるべきとの意見がありましたことと、かねてより意見をいただいております、市職員が条例の理念を理解し、率先して意識改革を行うべきであるという意見を受け、市の組織全体で障害者施策に取り組む必要性から「市職員の障害者への理解促進」を関連事業へ追加しました。

つづいて、重点プログラムへ「相談支援システムの強化」と「生涯にわたる切れ目のない支援」を追加しております。これは、まず、現行計画の障害福祉計画において数値目標を定め推進してきた「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」が目標値の半分強程の実績であり、今後も施策の推進が必要であること、障害者施策推進協議会委員より、居住場所確保施策について現計画の重点プログラムである「居住支援システムの構築」を継続すべきである、様々な形態の住まいの活用について検討すべきである、精神障害者の退院支援について精神障害者相談支援システムを計画で示すべきであるとの意見がありましたこと、市民会議におきましても、「居住の場に関する意見」や障害者生活支援センターの充実に関する意見をいただいたことを受けまして、現計画の重点プログラムの居住支援システムの構築についても包含した形で、「相談支援システムの強化」として重点プログラムへ追加しました。

次に、条例第27条「生涯にわたる支援」に基づく、乳幼児期からすべての年代において、ライフステージの変化に応じ、その障害者に必要な支援を継続的に行う必要があることと、障害者施策推進協議会委員より、発達障害者支援センターが開設されたが、

増加する需要に対し、今後も発達障害者支援体制を充実していく必要があるとの意見、市民会議におきましても、障害児と障害者の制度の分かれ目での不適切な対応があったとの意見がありましたことから、現行計画重点プログラムの障害児支援システムの構築、障害者就労支援システムの構築、発達障害者支援システムの構築を包含し、継続した支援の必要性の観点から、「生涯にわたる切れ目のない支援」として重点プログラムへ追加しました。

そして、9月30日に開催した市民会議では、「条例の運用や周知・啓発に関する意見」や「防災に関する意見」を多数いただきました。これらの意見を受けまして、重点プログラムの「障害者権利擁護システムの構築」のところへ、既に個別の関連事業として計画に記載していた「障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」について再掲し、条例の周知啓発についても、重点プログラムとして位置付けました。

また、防災に関しては、障害者施策推進協議会委員からも、災害時要援護者対策の質問や意見をいただいておりますことから、重点プログラムの「災害時の対策」のところへ、3月の東日本大震災時の実態や「具体的な施策及び方向性」の箇所に、より詳細な災害時要援護者対策の事項を記入させていただきました。

以上のほか、いただいた意見を受けまして、細かな部分の文言や言い回しの修正、チャート図の誤りの修正等するとともに、計画記載の関連事業、重点プログラムの具体的な施策を実施していくうえで、参考とさせていただきたいと考えております。以上が、さいたま市障害者総合支援計画の概要及び現段階での素案についての説明でございます。

最後に、次期計画策定のスケジュールについて説明します。資料2の最後、計画策定工程表をご覧ください。

次期計画は平成24年度からの計画ですので、今年度中に策定する必要があります。障害者施策推進協議会につきましては、これまで2回開催し、計画の骨子案等について審議いただいております。7月21日の第2回の協議会以降に2回ほどワーキンググループを開催し、計画及び障害者施策全般にご意見をいただいております。計画素案につきましては、本日いただいた意見も含めて、12月に実施予定のパブリックコメントに付ける計画素案とします。そして、1月末に開催予定の第4回協議会では、パブリックコメント等でいただいた意見を受けた計画最終案についてご審議いただきたいと思います。

また、誰もが共に暮らすための市民会議につきましては、9月30日に第1回の会議を開催し、先ほどの報告のとおり、計画のみならず様々なご意見をいただいたところで、今後、パブリックコメント実施中の12月22日に第2回市民会議を開催し、計画素案について意見交換をしていただくこととしております。

以上のとおり、本日提示させていただいている計画素案につきましては、今後「障害者施策推進協議会」「市民会議」「パブリックコメント」でご意見をいただき、障害福祉計画部分については、本協議会のご意見をうかがい、計画最終案として作成していきたいと考えております。

以上のスケジュールで計画策定してまいりたいと考えておりますので、何卒今後とも、そして計画策定後の障害者施策の推進につきましても、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。障害者総合支援計画（素案）に関する説明は、以上でございます。

す。

(宗澤会長)

ありがとうございました。計画素案自体は事前に郵送でお手元に届いていたかと思いますが、ただいまの事務局の報告に対して、皆様から何かご意見等はございますか。

新しい総合支援計画の体系は、さいたま市の条例ができたことによって目標と柱立てというか、以前よりも障害のある方の権利の実現にふさわしい形になったのではないかというふうに思います。

それから、地域移行について悩ましい状況にあるというご報告をいただきましたけれども、本市はもともと地域移行について「自立を強いる」というような形では考えていない。豊かな地域生活にどのように結びつけていくのかということ踏まえた地域移行を実現していくという方針は、かねてより確認してきたところです。

国の新しく示された精神障害に係る着眼点の1つである、65歳で5年以上というもの。これはなかなか厳しい着眼点であろうと思います。11月以降、詳細が国から示されるにしても、65歳で5年以上の入院患者の方が地域移行に向かっていった地域での支援を実現していく。この観点の確認は改めてさせていただきたいと思います。

皆様から他にご意見があれば頂戴したいと思います。事務局からは障害福祉計画部分のサービス目標の数値の部分に対して特に意見をいただきたいという話しでしたが、計画素案の95ページについて何かご意見ございませんか。

(小津委員)

私は(所属が)障害者生活支援センターなものですから、障害者の就労支援についてなのですが、この97ページの福祉施設からの一般就労という部分なのですが、目標値が80人となっていますが、これがなかなか自信がなくて…。

と申しますのは、私どもは在宅の就労支援だけではなくて施設からの就労支援についても施設と一緒にやっているのですが、日向委員の大谷事業所さんのように、就労移行で頑張って送り出して、また新しい人を入れて送り出してという福祉の循環ができていく施設というのはいくつもありません。今は(授産施設等が)新体系に変わりつつありますので、皆さんそのようにしなくてはいけないという機運は高まりつつあります。

それから、就労に取り組んでいるデイケア施設というものがたくさんあります。そこに行ってみて思うのは、とても優秀な技術力の高い障害のある方がいらっしゃる。しかし、こうした方が準指導員といいますか、キーパーソンになってその施設を回しているような実態があります。支援さえあれば、企業で働けるのに…と思うことがあります。別に、企業で働くことが全て良いと言うつもりはないのですが、もし本人が希望するのならば、昔と違って今は支援の仕組みができていますので、一生この施設で過ごすのではなくて、(一般企業で)働かせたいなという気持ちが(我々には)あるのですが、その施設を運営していくにあたってかなり大事な人になってしまっているという状況が見られます。

そうすると、この80人という目標値なのですが、目標は高く掲げなくてはならない

のですけれども、印象はすごく敷居が高い。

(宗澤会長)

ありがとうございます。

福祉施設から一般就労への移行の課題というのは、ご本人及び関係者の希望づくりのようなもの、つまり「一般就労に向けてトライしてみよう」という目標づくりそのものであるので、単純に相談支援に携わる者が会って「一般就労しよう」と言うだけでは、なかなかこの目標値に近づくのは難しい課題になると思います。

福祉施設側の現状もご指摘があったように、施設の職員や当事者を含めた一般就労への希望づくりのようなものに取り組みながら進めていくというものになるのではないかと。これは退院支援についても言えることですが、ご本人が退院したいと思うという部分を大切にしなければできないわけですね。そこのところは一般就労の問題においても同様だと思われる。その部分を本市ではなかなか着手しきれていないということで、地域自立支援システムの中の課題としてあるのだらうと思います。それは貴重なご指摘として受け止めて、今後何か部会的なところで支援策を考えて、実現できればいいと思います。

その他いかがでしょうか。それでは、事務局から照会のあったサービス見込み量についてのご意見をはじめ、計画全体の対するご意見がありましたら、随時委員の方から事務局へお願いしたいと思います。

先ほどの計画づくりのスケジュールで、12月からパブリックコメントということでしたよね。

(荒木主査)

はい。12月の中旬から1ヶ月間を予定しております。

(宗澤会長)

それでは、今月中を目途にということでご了解いただければと思いますのでよろしくお願いたします。

(長岡委員)

事務局へ質問なのですけれども、98ページの就労移行支援事業は、福祉施設利用者の2割以上となっているのですが。

(荒木主査)

国の基本指針というものをページ上段に書かせていただいておりますけれども、施設利用者の2割以上が就労移行支援を利用するという目標を平成26年度末に設定するというものになっております。

(長岡委員)

2割の根拠はどのように出されたのですか。

1つには、さいたま市は就労継続支援B型の利用に色々要件があるので、(やむを得ず)就労移行支援を選択しているという事業所さんが多いと思うのですね。そうした現状を踏まえると、この2割という目標値が現実的な数値なのかなと。

(荒木主査)

説明が漏れていて恐縮ですが、今回の目標値に関しましては国の指針に基づいて機械的に出してしまうものがございます。特段の議論等をする機会もなく、障害者施策推進協議会のワーキンググループでもこちらの障害福祉計画部分につきましては、実際のところ具体的な議論を行っておりません。

今回の数値目標に関しましては、現在のサービス量と単純な見込み量の推移を今回の計画期間から算出したものになっております。また、同行援護でありますとか、計画相談の部分につきましては、現在実施もしていない新規の項目ということになります。そういった状況の中で、このくらいの数の方が移行していくのではないかという感じで粗々の数値として各担当から出させているものを掲載しているだけですので、実際の状況とは乖離しているものも無きにしも非ずでございますが、ひとまず現時点でご提示できるものとしては、機械的な算出に依らざるを得ないので、そのようにさせていただいております。

(長岡委員)

もしそういうことでしたら、私どもの施設は入所施設だからということもあって就労継続支援B型を取得する要件として就労移行を行っております。今年の春に就労移行支援の18名の定員を分けて、就労移行10名、就労継続B型8名ということにしたのですが、やはり今会長が「自立を強いるものではない」と仰せられたように、現場の感覚からすると、B型のほうが適している方にも制約によっては就労移行支援を、というようなことが施設ではよくあるのですね。やはり制度運用自体も課題かなと思います。

もう1つは、私どもの施設が入所だからかもしれませんが、就労移行支援の2年という利用期限も含めて、数値目標がいくらということではなくて、こうした制度の問題も可能な範囲で結構ですので、検証していただきたい。

(宗澤会長)

障害福祉計画の数値目標そのものは、国の指針に基づいて機械的に出さざるを得ない。しかしながら、今長岡委員が仰せられたように、本市の現場の実態と障害のある方や関係者のご要望という点と国が一方的に出してくる指針、これらは明らかに乖離するわけですね。

本市としては、国のご意向ですから、それはそれとして見込み量自体は(指針に沿って)出すと。その上で、現実的で地域の実情に併せた地域生活をご本人のご要望に即して取り組んでいくための施策というものを明らかにしていかなければならない。

そのような課題のご指摘かと思えます。

○ 最近の国の動向について

(宗澤会長)

それでは、時間の関係もございますので、本日の議題の3に移らせていただきます。

ここでは、最近の国の動向について、事務局からの説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(大塚主事)

はい。それでは最近の国の動向ということで、主に厚生労働省会議資料に基づく部分と障害者虐待防止法に関する部分の2点をご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日お手もとに配布させていただきました、障害保健福祉関係主管課長会議資料と書かれた青色のファイルの方をお願いいたします。

こちらは、去る平成23年10月31日に厚生労働省にて開催されました全国障害保健福祉関係主管課長会議の席上で配布された資料をまとめたものとなっております。

それでは、中をお開きいただきまして、付箋の1つめ、社会・援護局 障害保健福祉部企画課資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは、来年度、平成24年度における厚生労働省障害保健福祉部の国家予算概算要求の概要となっております。

まず、部全体の概算要求額のうち障害福祉サービス関係費につきましては、平成23年度予算額から970億円増の7,757億円となっております。前年比の伸び率につきましては14.3%となっております。

4ページをお開きください。太枠の1番と2番といたしまして、日本再生重点化措置事業と東日本大震災復旧・復興関連施策というものがございます。これらは平成24年度の国家予算概算要求において特別枠として新規に設けられました要求区分でございます。震災復旧・復興関連施策につきましては予算要求額に上限はなく、日本再生重点化措置事業につきましては、将来のわが国の成長戦略に特化した事業に対しまして、経常経費の削減と引き換えに総額7,000億円を上限として要求を認めているものでございます。

障害保健福祉部における日本再生重点化措置事業についてですが、4ページの中段にございますとおり、障害児者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備の実施といたしまして、移動支援やコミュニケーション支援等の地域生活支援事業における必須事業に対する自治体補助の充実、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備促進や成年後見利用支援事業の促進等といたしまして129億円が要求されております。

続きまして、5ページにまいりまして、太枠の3番、障害保健福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児者支援の推進についてでございますが、こちらが障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる予算となっております。

内容といたしましては、(1)障害福祉サービス費に対する予算が7,247億円で前年度比905億円の増。(2)地域生活支援事業費に対する予算が510億円で前年度比65億円の増となっております。

6ページをお開きください。(6)障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進ということで、こちらが平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に向けて、自治体が支

援体制を強化するための予算となっておりまして、総額で4億8千万円となっております。

続いて資料9ページをお開きください。こちらは地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進についてでございます。(3)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進といたしまして、精神障害者の退院促進及び地域定着に向けた事業に対して3億4千万円が要求されております。

続いて10ページ、太枠の5番といたしまして、発達障害者等支援施策の推進ということで、発達障害者の地域支援体制の確立のためのペアレントメンター養成でありますとか、アセスメントツールの導入促進のための事業費として2億円が計上されているところでございます。

このような形で、平成24年度の障害保健福祉部概算要求につきましては、障害者自立支援法の主要事業を中心といたしまして、障害福祉施策全体にわたる底上げを目指す形で概算要求が実施されております。

以上、企画課の資料から主に平成24年度の概算要求についてご説明させていただきました。

続きまして、2つめの付箋になります障害福祉課及び地域移行・障害児支援室の資料についてご説明いたします。

まず資料1ページ目をお開きください。こちらは、新体系サービスへの移行についてということで、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行率が平成23年4月1日現在で70%となっており、着実に増加していること。また、今後の対応として引き続き障害者自立支援法の定める期限までに新体系への移行を完了させる方針である点を再確認し、各都道府県において進捗状況に応じた個別の対応を促しているものでございます。

続いて、資料の79ページをお開きください。相談支援体制の充実・障害児支援の強化等(基本的枠組み案)ということで、主に平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正及び児童福祉法の一部改正についての資料となっております。79ページの下段に今後のスケジュールが書かれておりますが、この11月を目途に個別給付に移行する相談支援事業に関する報酬算定構造案でありますとか請求明細書等の様式案が提示される見込みとなっておりますので、案が提示され次第相談支援事業者の皆様方に対しても速やかに情報提供を実施させていただきたいと考えております。

これらの相談支援体制に関する制度改正につきましては、平成24年4月施行となる旨が従前より示されており、皆様方におかれましても既にご承知のこととは存じますが、内容等につきまして、改めて簡単に説明させていただきます。

資料の方は82ページをお開きください。なお、ここからの資料についてでございますが、10月31日に初めて提示された事項につきましては左上に「新」という標記がされております。それ以外の部分で6月30日の障害保健福祉関係主管課長会議時点から変更された部分にはアンダーラインが引かれておりますので、予めご承知置きください。

まず、障害者の相談支援体制についてでございます。これまで、障害者の相談支援を担う主体は市町村と指定相談支援事業者の2つがございました。市町村とは文字通り障

害者支援の実施主体としての自治体、本市においては障害福祉課及び各区役所支援課を指し、指定相談支援事業者とは障害者自立支援法第77条に基づく相談支援事業を実施する事業者として都道府県及び政令指定都市の指定を受けた事業者、本市においては主として市内14箇所の障害者生活支援センターということになります。

平成24年4月からは、このうち、指定相談支援事業者に関する規定が見直され、指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）の2種類に細分化されることとなります。

82ページ左上になりますが、本市でも障害者生活支援センターに対して委託してまいりました市町村による相談支援事業、これにつきましては見直し後も指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者どちらに対しても委託できることとなっておりますので来年度以降も変更はございません。

2段目のサービス等利用計画でございますが、こちらにつきましては、現在も指定市相談支援事業者が実施することとなっておりますが、対象者が明確ではないため、本市における作成実績はございません。しかしながら、来年4月以降におきましては、平成26年度までの3年間において全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象とすることが明確化されておりますので、その部分を新たに設けられる指定特定相談支援事業者（計画作成担当）が基本相談支援と平行して担うこととなります。

次に、下段の地域移行支援・地域定着支援についてでございます。こちらにつきましては、これまで保健所における精神障害者退院支援事業、そして障害者居住サポート事業という形で事業を実施してまいりましたが、これらの補助金事業から、平成24年度以降は指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）により基本相談支援と平行して、個別給付事業、いわゆる障害福祉サービス事業として実施されることとなります。

平成24年度につきましては、このような形で相談支援事業全体の再編が行われる予定でございます。

続いて、資料86ページになります。3番、指定特定相談支援事業者（計画作成担当）の事業実施者の指定基準でございますが、こちらにつきましては、「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」となっております。このうち「総合的に」という部分の基準としては、①3障害に対応可能であること、②医療機関や行政機関等の関係期間との連携体制を確保していること、③計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていることの3点が挙げられております。人員基準といたしましては、原稿の指定相談支援事業者と同様とされておりまして、指定一般相談支援事業（地域移行・定着担当）との兼務は可能という点が新たに示されたところでございます。続いて下段の4番、報酬についてでございますが、こちらにつきましては現行と同様にサービス利用計画の作成とその後のモニタリングを対象として報酬額が設定される見通しとなっております。先ほども申し上げましたが、報酬基準につきましては、今月中に当初案が厚生労働省より示される予定でございます。

続きまして、資料の方が少し先に飛びますが、93ページをお開きください。こちらが指定一般相談支援事業者による地域相談支援の概要を示したものとなっております。

まず、支援の対象者についてでございますが、地域移行支援につきましては、障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障



害者とされており。地域定着支援につきましては、居宅において単身又は、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とされており、具体的な対象者のイメージとしては、地域移行支援によって1人暮らしに移行した者の他、地域生活が不安定な者等を想定したものとなっております。なお、今回新たに示されたところといたしましては、グループホーム・ケアホームの他宿泊型自立訓練の入居者については対象外となります。

次に、下段のサービス内容についてでございますが、地域移行支援につきましては、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談や障害福祉サービス事業所等への動向支援等が想定されております。地域定着支援につきましては、常時の連絡体制により障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する訪問等の対応となっており、常時の連絡体制につきましては、緊急事態発生時に速やかに駆けつけられる体制を確保することを前提とした上で、携帯電話による体制構築も可能である旨が示されたところでございます。

次に、94ページでございます。給付決定の有効期間でございますが、地域移行支援の給付決定につきましては、原則6ヶ月以内で市町村が状況に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新できることとされており、合計12ヶ月が標準の最大利用期間となります。それ以降の更新につきましては、市町村が真に必要と認める場合となっており、こちらにつきましては現在のところどのような支給決定基準が示されるのか不明確な部分でございます。地域定着支援につきましては、原則1年以内で、状況に応じて更新可能ということで、実質的な利用期間の制限はございません。

次に、また資料のページが飛んでしまい恐縮ですが、資料113ページをお開きください。

基幹相談支援センターについてご説明いたします。基幹相談支援センターの役割についてですが、同センターは地域における相談支援の拠点として、障害種別を限定しない総合的な相談業務及び成年後見利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて、地域の相談支援専門員の人材育成や支援困難事例への対応等、その他の相談支援事業者への助言を行い、地域の関係機関のネットワーク化を推進することとされております。

資料が前後いたしますが、112ページの2番目、センターの設置方法といたしましては、地域の相談支援事業者が基幹相談支援センター業務を担うことが基本とされておりますので、指定特定及び一般相談支援事業者が担うことが望ましいと考えております。

説明が長くなってしまい大変恐縮でございますが、最後に市町村における自立支援協議会の役割についてご説明させていただきます。資料は114ページをお開きください。自立支援協議会につきましては、本市においてはこの4月に施行されました誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例において市の審議会として明記しておりましたが、障害者自立支援法上におきましては、今回の法改正によって初めて法的な位置付けが明確化されたこととございます。

法的な位置付けが明確となったことで、本協議会に求められる役割ということでございますが、114ページの上から2つめの丸印の部分に、今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、地域移行・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、

精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワーク強化や障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要とされております。

これらの役割を本協議会が担うためにも、4つめの丸印及びページ下段の網掛け部分にありますとおり、専門部会として「地域移行部会」の設置が求められているところでございます。

また、自立支援協議会に関係する内容として、今回の法改正では新たに市町村障害福祉計画に対する協議会の意見を聴くよう努めなければならないということも規定されております。この規定につきましては、実際の施行は来年4月からとなりますが、本市におきましては、本年度がちょうど計画策定の年であることから、さきほどの議題におきまして、皆様方への意見聴取を盛り込んだものでございます。

以上、長々のご説明いたしました。平成24年4月施行となる障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正につきましては、障害福祉施策の諸分野に多くの制度変更がございます。まだ具体的となっていない部分や本市としての対応方針等につきましては、機会のあるごとに順次お示ししていけるよう努めてまいりたいと考えております。

本協議会の役割につきましても、来年度以降はさらに大きなものとなることが想定されておりますが、委員の皆様方におかれましては引き続き本協議会へのご協力を賜れば幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

(小久保主事)

続きまして、障害者虐待防止対策についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、本日参考資料としてお手もとに配布させていただきました、障害者虐待防止対策及び障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律と書かれた資料をお願いいたします。

こちらは、去る9月27日に厚生労働省にて開催されました障害保健福祉施策の担当者会議の席上で配布された資料からの抜粋と障害者虐待防止法の本文をまとめたものとなっております。

それでは、中をお開きください。資料の方にページ番号が振っておらずご不便をおかけいたしますが、7番、障害者虐待防止の体制整備の推進についてでございます。

まず、平成23年6月17日に障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律、いわゆる障害者虐待防止法が成立し、今後は平成24年10月の法施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題となっております。本市におきましては、本年4月より国に先駆けて誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の規定に基づいて、障害者虐待に対する支援体制を構築しており、昨年度の本協議会における議論に基づいて、障害者相談支援指針に前提指針という形で障害者虐待への対応を明記したところでございます。

また、本年度におきましても、この後の議事におきまして宗澤会長からご報告をいただきますが、本協議会のもとに障害者虐待対策部会を設置させていただき、本市における障害者虐待の現状と今後の支援体制のあり方について、数多くの事例検討を通じて、議論を進めているところでございます。

障害者虐待防止法に規定される事項といたしましては、資料の3つめの丸印にありますように、障害者の虐待の防止に対する国や自治体の責務として、障害者虐待の通報窓口や相談窓口となる市町村虐待防止センター、及び都道府県障害者権利擁護センターを形成することが求められております。また、併せて障害者虐待の通報義務などの周知徹底を関係機関や団体等に対して行う旨も規定されており、今後国においては、法律の具体的な運用に係るマニュアルの作成や障害者虐待防止の取り組みを推進するための会議の開催等について検討することとなっております。

資料の方を1枚おめくりいただいて、8番、障害者虐待防止法の概要についてご説明いたします。

この法律は、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としたものでございます。

障害者の定義については、「身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」ということで、社会モデルを取り入れた改正後の障害者基本法の規定を引いております。障害者虐待の定義としては、①擁護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3類型を規定しております。

虐待の防止のための施策といたしましては、この3つの類型に基づいて、擁護者による障害者虐待に対しては、市町村に立入調査を含む事実の確認と一時保護、後見審判の請求といった役割を果たすよう求めております。障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対しましては、市町村に報告義務を課すとともに、都道府県に監督権限等の適切な行使、措置等の公表を求めております。なお、本市におきましては政令指定都市として、障害者福祉施設等に指定事務を担っておりますので、この障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の部分につきましては、本市としても対応が求められるものと考えております。

使用者による障害者虐待に関しては、自治体に監督権限がないため、直接的な介入は労働局によるものと規定されております。

その他、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止などのための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける規定も設けられております。

同法が規定するスキームにつきましては、児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法の範囲にあたるものについては、それらの規定を優先して適用することとなるため、実質的には18歳から64歳までの障害者を対象とするものですが、これらの分野との連携も当然必要となってくると想定されますので、今後部局横断的な支援の在り方につきましても、本市として検討していく必要があるかと考えております。

次のページの参考部分を割愛させていただきまして、1枚めくって、障害者虐待防止対策支援事業についてご説明いたします。

この事業は、同法の施行に先がけて国が実施しているものとなっております。

自治体における具体的な障害者虐待防止スキームのあり方についても規定されておりまして、ページ中段にございます家庭訪問等個別支援事業という部分をご覧頂きたいのですが、地域における障害者虐待防止へ向けた対応のあり方として、①相談支援専門員等による家庭訪問、②24時間365日の相談窓口、③一時保護のための居室の確保等、④医師・臨床心理士等によるカウンセリングといった重点項目が掲げられております。

この他にも障害福祉サービス事業者や相談窓口職員に対する研修でありますとか、医師や弁護士などによる専門的助言を得る体制を確保することなども求められているところがございますので、こうしたものを参考としながら、今後の本市における障害者虐待に対する対応体制について検討してまいりたいと考えております。

大変長くなりましたが、事務局からの報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございます。大変重要な国の制度の手直しが含まれていたかと思えます。ただ今の事務局の報告に対しまして、皆様のご意見を伺いたいと思えます。

1つだけ質問してもよろしいですか。自立支援協議会について。この部会構成というのは例示ではなくて、こうしろという指針として提示されているのですか。

(大塚主事)

お答えいたします。この資料につきましては原則例示ということで、検討の例として国から提示されたものとなっております。

(宗澤会長)

では、本市で独自に検討しましょう。他にはいかがでしょうか。

(長岡委員)

相談支援の部分ですが、埼玉県は特定相談について25,000人程度の方を3年間でやっていくということだったのですけれども、さいたま市では具体的にどのような感じで考えているのですか。

(荒木主査)

計画素案の最後の方・・・最後から2枚目にサービス見込量ということで載せておりますが、下から3つ目の部分に地域定着支援、地域移行支援、計画相談支援という形で、現時点での数字を記載させていただいております。計画相談支援につきましては、3年で全ての対象者が受けられるという想定で割振りで、段階的にやっていくということで収めさせていただいているところがございます。

3年目等は特に実態に即していない部分もあるかとは思いますが、ひとまずはこのような数値にさせていただいております。

(宗澤会長)

長岡さん、よろしいですか。

(長岡委員)

最終年度で全員を対象ということですか。

(荒木主査)

そうです。3ヵ年で。

(菅原委員)

皆さん当然ご存知のことかとは思いますが、計画を立てるといことはどうしても業務が…。地域移行もありますし、また差別や虐待の対応もあります。相談支援というものに全部入ってきているというところだと思いますので、そのあたりの体制といいますか。計画相談1つ立てるといっても、それを今ある相談支援事業所で標準化していこうとしたら、体制の整備を考えていただきたいなと思います。

(宗澤会長)

今菅原委員が仰せられたように、指定相談支援事業の役割というものが非常に大きくなって、様々な役割を担わされようとしている。計画相談の見込量を見ても、まるで新発売の商品を営業が頑張って売り込むというような信じられない数字が並んでいる。これも機械的に出したわけですね。

(荒木主査)

そうです。(単純に全体を) 割る3というわけもいかないので…。

(宗澤会長)

要するに、支援を実際にご利用される側からすれば、見通しを持った相談を受けることができるということと、その相談に即したサービス利用計画等の作成をしていくという流れは以前からあるわけですし、この営業目標のような数字に惑わされないで、必要な方に見通しを持ったサービス提供を実現していくという意味で、要請されている相談支援の役割を無理なく実現できるような体制整備を図っていくことが課題であるということについては、確認をしておきたいと思います。

その他はいかがですか。

(宗澤会長)

それでは、今の国の相談支援に関する施策の提示にも関わって、虐待に関わる本日の議題の4に移った上で、改めて皆さんからご意見を頂戴したいと思います。こちらにつきましては、冒頭でも申し上げましたとおり資料については回収とさせていただきます。

この間、3回にわたりまして、障害のある方の虐待事例の検討から課題について明らかにするということから問題に迫るということで事例検討会を持ってきました。

これは、障害者虐待防止法に基づく3つの枠組み、つまり「擁護者による虐待」「使用人による虐待」それから「福祉施設従事者による虐待」ですね。この3つに分けて基本的な検討を重ねました。

まず、資料4をお開きください。6ページからご説明します。

1つには、児童虐待防止法、それから高齢者虐待防止法と異なり、18歳から64歳までという非常に広範囲なライフステージを横断しているということです。虐待事例の中では児童期からの問題を引きずって、20歳代に問題が顕在化しているというものがありました。高齢期では、親子共に障害があって、親御さんは既に65歳以上となっていて、お子さんと共に親族による虐待が見られるといったようなものです。

ライフステージを広範に跨っているということだけではなくて、児童虐待防止法のシステムや高齢者虐待防止法のシステムと有機的なつながりを含めた体制づくりが必要だということ。

もう1つには、どちらかといえば軽い障害のある女性で、既に結婚している。このような場合はDVを受けている場合が多くて、DV防止法や婦人保護の領域との連携も念頭に置いてシステムを組んでいく必要がある。

障害者虐待防止法や改正障害者自立支援法というような法律が、新しい障害概念を採用している。本市の条例においてもそうなのですが、実は障害概念というものが包括的になったことは大変大きな改正であることは言うまでもないことで、例えば事例検討の中でも、成人期に達するまで障害に関する支援やサービスというものを一切受けてこなかったけれども、就労したその場で特異な困難に直面して、何らかの障害を持っているということが初めてご家族に自覚されて相談にお見えになるというような従来にない相談への関わり方というものも確認されています。

それともう1つ。これまではどちらかという障害の特質を見失わない支援というのが支援者サイドにも必要でありました。そういう意味では、もともとは医学モデルに議論の出発点を持つ障害の特性に沿って支援を実施してきたわけです。ところが、虐待の事例検討を通じて、やはり障害の特質を見失わずに様々な障害の状態像、ここには重複を始めとした様々な状態があるわけですが、そこへの間違いのない支援を実現していくには、従来型の障害種別ごとに割った支援というものを1つ乗り越えていかなければならない。そういう支援者の力量というものが問われているということが明らかになったと考えています。

それから、社会資源やネットワークの問題についていえば、基本的には通常地域生活支援の拡充の上に、この虐待防止対策が行われるというのは整理が必要だと思います。全体を通じて2つ課題があると考えていて、1つには虐待支援に関わる、この関わりというのは直接的な虐待支援に関わる物を意味するのはなくて、虐待の視点を持って要望

から支援まで全てに取り組んでいけるような、支援者の研修であるとか、水準、視点づくり、こういったことを研修等を通じて充実させていかなければならない。どちらかというマンパワーに関わる課題が1つです。

もう1つが、この横断的なライフステージへの対応を考慮したネットワークを構築するとか、様々な連携が必要ですから、児童虐待防止法と違って高齢者や障害者の虐待支援は、公権力に委ねられているのは立ち入り調査と事実確認のところまで程度であって、児童相談所のように組織に公的権限が集中しているというシステムではなくて、地域における横の連携、市民も含めた体制作りというものが必要になってくる。そういう意味では、細かな条件整理というものが必要だということをお知らせから9ページにかけて指摘しています。

次に、20ページをお開きください。使用人による虐待についてですけれども、先ほど事務局からもありましたように、障害者虐待防止法に基づくと基本的に労働局が使用人による虐待に対応する形になっています。ところが、私達が使用人による虐待の事例検討を重ねてきたところによると、非常にグレーゾーンの問題が多いのです。

もともと、この虐待支援というものは、支援の実際の部分で本来虐待という言葉を使われないものになっていくのだと思うのです。障害のあるなしに関わらず地域に豊かに共に生きるということが本市の条例の精神なわけですから、親が悪いとか家族が悪いとかというために支援するわけではないのですね。つまり、不適切な状況があつて、そこで適切な支援を実施することによって、ご家族も障害のある方も共に豊かな生活を送れるようになる。それを目標として支援を実施するわけですから。

使用者による虐待の場合、職場の皆さんが障害のあるなしに関わらず気持ちよく働くことができるようにしていくという場合、労働局による支援だけではなくて、本市でいえば障害者総合支援センターの就労支援部門を含めて支援を実施していく必要がある。ここでは本市独自の使用人による虐待への対応方法を考えていく必要があると考えています。

私が色々調べたところ、労働局自体は現場ではっきりと黒と裁定できる事象以外はほとんど対応しないのではないかとこの予想がかなり強いものですから、使用人による虐待については、通常の就労支援と一体となって、グレーゾーンを含めて適切な対応と支援を実現することができる体制づくりというものを目指す必要があるのではないかと考えています。

最後に、22ページ以降ですけれども、障害者施設従事者等による虐待については2件ほどしか事例検討はできなかったのですけれども、1つには従来都道府県のみで置かれていた障害者施設従事者等による虐待への対応について、本市が政令指定都市として県のこれまでの経験・教訓などを学びながら、本市としてこのような虐待に対応できる知見と体制の整備が課題として明らかになっております。

最後に24ページですが、今後自立支援協議会において検討する課題について簡単にまとめておきました。

これは7点ありまして、障害者虐待に対する対応システムというものが、全市において過不足なく実施できるためには、いくつかのマニュアルやリストによる運用が必要です。1つは全ての支援者に必要なものとして、早期発見のためのサインリストですね。

兆候に気付くというリスト作り。

2つ目に、事実確認が行われて、分離をするべきなのか、あるいはそのままの状態を枠組みとして維持しながら在宅で支援を実施していくのか。この判断はそれぞれの支援者に揺らぎを余儀なくする部分ですので、このような状況ならこちらにするという判断ができるようなリスクチェックリストが必要である。

次に、分離集中的支援の要否判断、つまりこういう状態の場合は集中的な支援がすぐに行われなければならないという要否の判断手順を明らかにする。

そして、訪問調査に必要な準備ですね。訪問調査をしてもなかなか事実には迫れないということは有り得ますから、立入調査・訪問調査に必要なものが何かということをはっきりさせていく。

それから、あくまでも虐待防止法というものは本市の条例の精神に立脚したとしても、もぐら叩きをすることが虐待支援の目的ではないわけですね。つまり、このような不適切な処遇や行為というものが発生しないように考えていく。従って、現に起こってしまった障害者虐待の発生関連要因というものを明らかにし、分析していくことで、何が障害者虐待の防止に必要なのかということをはっきりさせる整理リストのようなものを作る必要がある。

それから、これは児童や高齢とともに虐待防止支援のところで避けて通ることのできないものですが、接近困難事例に関するアプローチの仕方。これについては特別の知見を蓄積していく必要がある。来年度から条例に基づいて差別・虐待事案への対応が始まるわけですが、接近困難事例へのアプローチについても、障害者相談支援指針の中に具体的なものを設けたいと考えています。

それから、やむを得ない措置。分離保護をするという場合に、これは関係者の意に反してでもやむを得ない措置をしなければならない場合というものが出てくる。とすると、この措置の判断基準ですね。これについても明確にしておく必要があると。

このようなことを今後この自立支援協議会の虐待対策部会の中で検討していけるよう、今委員の皆様方に役割分担を作って、今月末にこれについての実務的な虐待部会を開くことになっています。

私からは以上ですが、何かご意見等があれば承りたいと思います。

蛇足ながら、虐待支援の必要性から言っても、各行政区にある障害種別ごとに分かれた障害者生活支援センターというものは基本的には改める必要があると考えています。発達障害の方の場合、どこの支援センターに行けばよいのかというような状態が現に起こっているということは、条例の精神から言っても、障害者基本法から言っても、早急に改めなければならないと考えています。それから、虐待対策部会で検討してきた事例の中でも、ご家族の中に複数の障害が出てくるということはよくありまして、このような場合に、(相談支援が)できないというセンターがあることは、障害のある方の権利を柱として考えた場合、やはりおかしい状態だと考えます。従って、直近の主管課長会議で提示された「相談支援体制の充実」というものを、虐待支援の土台をより拡充していくという、そういうものとして受け止めつつ、本市の障害者生活支援センターの現状を拡充し、改善する必要があるということは強く指摘しておきたい。事務局にもご検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。



(小津委員)

今の件なのですけれども、私どもの中に平成21年度に発達障害者支援センターが出来まして、成人期の相談支援をやっているのですけれども、やはり相談をお受けして頂くと皆さん長い間のうまくいかなさ加減で非常にこじれておりまして、漏れなく皆さんひきこもりであったり、うつであったり、精神症状が出ています。親御さんもそうです。問題はこじれて複雑で、更に精神症状を抱えていてという状況になりますと、もはや障害種別ごとなどではなくなってしまうわけですね。発達障害の方は一見知的障害の問題はないとお思いかもしれませんが、実は軽度知的障害の問題というものは結構多くて、理解の悪さにプラスして生来の発達障害による認知の歪み、それから長年のうまくいかなさ加減から来るこじれきった状態と複雑になっているのですね。

だから、私どもは本当に少ないスタッフでやっておりますから、そこで色々整理をしていく。その中でもやはりお住まいに近いところでちょっとした相談事に応じていただくためには、障害種別ごとというよりは何でもOK発達もOKという形が望ましいと思います。

日々思っていることをございますから、事務局はどうぞよろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

障害者基本法の障害者概念が改まったということは、わが国の障害概念からすると本当にエポック・メイキングなことです。

わが国の障害概念というのは戦後一貫して指摘されてきた重大課題であって、これがようやく改められたというこれを機に、支援する側、地域支援システムの側もスパッと包括的に対応できるような体制にするということが求められている。行政機関にはその責務があると考えています。是非ともご検討いただきたいと思います。

もう1つ、障害概念が包括的になることで、支援者の長年の経験でも出会って来なかったようなタイプの方（の支援）を大事にしていかなければならないと思うのです。火を見るより明らかな重い障害のある人、もちろんこのような方々にも従来以上の手厚い支援が必要なのですが、どちらかという、なかなかこれまでの制度では福祉という法制度の枠組みの中に現れてこなかったタイプの人にも、地域生活に必要な相談というものを受けていく必要がある。その入り口にあたる部分が障害者生活支援センターなわけですから、その入り口のところが包括的に対応していないということは、明らかに間違っています。そういう意味も込めまして、障害種別ごとに分かれた相談支援体制というものは可及的速やかに改めていただきたい。これが自立支援協議会の強い要望であるということを確認させていただきたいと思います。

### 3 その他

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして用意された議事は済んだわけですがけれども、皆様から何かこの場で取り上げたい話題などはありますか。

(大須田委員)

作業部会の報告の8ページに「虐待による一時保護のための「居室の確保」については、ショートステイ・グループホーム・ケアホームの拡充と併せて、市内全域での設置を構想することが求められる」とありますが、障害者総合支援計画の素案の方では一時保護について来年度以降2箇所となっているのですけれども、この矛盾は今後施策推進協議会で議論になるかと思うのですが、やはり全区で居室を確保していくというのを検討していく必要があるのではないのでしょうか。2箇所だけでやるにしても、どのような体制で進めていくのか議論が必要ではないかと思っています。

併せて、先ほどショートステイの拡充ということで、機械的な数値ではあるということでしたが、ケアホームやグループホームの計画人数も含めてこのままでいいのかなというのが…。先ほどの計画の説明のところで申し上げればよかったのですが、いずれにしても相談支援事業を通じて障害のある方に関わっていると、さいたま市はまだまだ相談だけでは補えないくらいハード面の整備が不足していると思うので、その点についてご意見を言わせてください。

(宗澤会長)

大変重要なお指摘をいただいたかと思えます。

各区に虐待支援の基本システムを組んでいくということであれば、障害者虐待防止法上に居室の確保が明記されているわけですから、各区に必要な分離保護というものが行われなければならないのであれば、速やかに体制を確保してもらいたい。

体制を確保しても、ショートステイをはじめグループホームやケアホームの必要十分な整備というものは考えられなければならない。これはもう仰るとおりだと思います。

実は、虐待支援に限って言えば、フタを開けてみなければどうなるか分からない部分もあるわけですね。ですから、今大須田さんからご指摘があったような予期される社会資源、居室の確保というのは原則的なことですがけれども、必要な体制整備というものは虐待支援を実施していく中で具体的に拡充策を検討していくことになるかと考えています。これは高齢者虐待防止法も積極的に取り組んでいない市町村は一向に何の体制整備もしません。一方、高齢者虐待防止に積極的に取り組んでいるところは、どんどん必要なネットワークや社会資源整備に取り組んでいく。つまり、この取り組み方によって高齢者虐待防止というものは市町村に雲泥の差が生じているわけです。

本市の場合は、条例を作ってきた経緯を全面的に受けたうえで、誰もが障害のあるなしに関わらず安心して暮らせる地域社会をつくるという目標に照らして必要な手立てというものを、今後皆様とともに虐待支援を教訓にして作っていきたいと考えています。その上で、日頃相談支援に従事されている皆様からのご意見というのは大変貴重なご指摘になると思いますので、引き続き皆様からのご意見の方を受け止めて生きたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日は以上ですので事務局の方へお返しいたします。

(吉野課長補佐)

本日は大変長時間にわたりありがとうございました。

本来であれば、障害福祉課長が出席して御礼申し上げるところでございますが、あいにく他の公務の都合により出席が叶いませんでしたので、私の方から重ねて御礼申し上げます。

本日いただいたご意見を参考とさせていただきます。次期障害者総合支援計画の最終案に向けた調整等をさせていただきますと存じます。

また、障害者虐待対策部会につきましても、先ほど会長の方からお話しがありまして、今後も引き続き設置させていただきます。来年度以降の虐待対策のあり方についてのご意見を頂戴できればと存じます。

今後の日程についてでございますが、次回開催は来年3月頃を予定しております。詳細が決まり次第改めてお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどもご説明申し上げましたが、障害者総合支援計画の素案につきましては、来月からパブリックコメントという形になりまして、次回の協議会では最終案を皆様にご提示することとします。これらの動きにつきましても、随時皆様方にお知らせいたしますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

## 4 閉会

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以 上